

(公印省略)
令和3年10月1日

各区長様

三木市市民生活部
市民協働課長 小田 康輔

緊急事態宣言解除を受けての自治会活動の感染防止対策について
(お願い)

日頃は自治会活動に多大なるご尽力、ご協力を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、国により緊急事態宣言が本日から解除されることとなりました。これに伴い、兵庫県では、感染再拡大を防ぐための対策を取りまとめた方針を示しています。

緊急事態宣言は解除となりましたが、各自治会において活動を行われる場合は、下記の点に十分ご留意いただき、引き続き感染防止対策に努めてくださるようお願いいたします。

なお、緊急事態宣言中に延期していました市からの回覧につきましては、緊急事態宣言の解除に伴い再開しますのでお知らせします。

記

1 感染防止対策

- マスクの着用、手指消毒
- 演者と観客との一定の距離の確保 (最低 2m)
- 密閉、密集、密接状態の回避
- 参加者の氏名、連絡先の把握
- 発熱又は風邪の症状がある場合は活動等へ参加しないようあらかじめ周知
- 感染防止のため参加を自粛される方への配慮

2 参考 県の方針情報

兵庫県トップページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/>



← (兵庫県のトップページ)

→ 新型コロナウイルス感染症に関する各種情報 → 兵庫県の対処方針

3 問合せ先

三木市市民生活部市民協働課

担当 安藤・小家 TEL0794-82-2000 内線 2497・2427